

沿 広 農 第 247 号
令 和 8 年 6 月 22 日

行政手続法第 15 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づく通知

沿岸広域振興局長



下記の組合は、その所在が不明であって、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条第 1 項の規定による聴聞の通知（以下「聴聞通知」とする。）を送達することができないので、同条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき通知します。

聴聞通知は、沿岸広域振興局農林部に保管してあるので、来庁の上、その交付を受けてください。

記

- 1 名 称 有芸村開拓農業協同組合
- 2 住 所 岩手県下閉伊郡岩泉町上有芸 3 地割字 112 番地
- 3 代 表 者 名 川上 勇、黒田 兼吉、戸田 勝吉、西塚 昭三、米内 五郎
澤 福松、西塚 勇
- 4 聴聞の期日及び場所 令和 8 年 7 月 29 日（水） 14 時 00 分
釜石市新町 6-50 釜石地区合同庁舎 4 階第 2 会議室
- 5 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び場所
沿岸広域振興局農林部 （住所）釜石市新町 6-50 電話 0193-25-2704